

株主各位

保土谷化学工業株式会社

取締役社長 松本 祐人

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策)の継続について

当社は、本年6月24日開催の当社第162期定時株主総会において、買収防衛策の継続についての議案を上程することとしておりますが、以下にその概要についてご説明いたします。(詳細は、同封の招集ご通知7～34頁をご覧ください。)

株主の皆様には、ご一読いただき当社における買収防衛策の継続にご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

Q1：買収防衛策とは、どのようなものですか？

A1：買収防衛策とは、「企業価値・株主の皆様の共同の利益を害する買占め(敵対的買収)」が行われようとしたときに、敵対的買収を行おうとしている株主(敵対的買収者)以外の株主の皆様に「新株予約権」を発行することができる仕組みのことを言います。この仕組みにより、敵対的買収者に買収を思いとどまらせることが可能となります。

Q2：なぜ買収防衛策を継続するのですか？

A2：敵対的買収の方法としては、証券市場の内外で対象株式の取得(公開買い付け)を行うこととなりますが、現在の我が国の公開買付制度では、買収の目的や買収後の経営方針について十分な情報が提供されず、また、株主の皆様にその是非を検討するための時間が与えられないまま買収が進められる可能性があります。このような形で、当社の企業価値と株主の皆様の共同の利益を害する敵対的買収が行われることのないよう、買収防衛策の継続をお願いするものです。

Q3：今回の買収防衛策を継続するにあたり、変更したところはありますか？

A3：買収防衛策の継続にあたり、これまで以上に経営陣による恣意的な運用を防止し、客観性を担保するために、次のとおり変更することとしております。

- 1) 対抗措置(敵対的買収者以外の株主の皆様に「新株予約権」を発行すること)を発動する要件の厳格化(対象案件の限定)
 - ・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収(高裁4類型*1)及び株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収(強圧的二段階買収*2)に限って対抗措置を発動することといたします。
- 2) 経営陣の恣意的運用の防止(株主総会による承認決議)
 - ・対抗措置発動の決定に際しては、独立委員会の勧告に従い、必ず、株主総会を招集し、株主の皆様から対抗措置発動の承認を頂くことにより、経営陣による対抗措置発動の恣意的運用を防止することといたします。

Q4：企業価値・株主の皆様の共同の利益とは何ですか？

A4：当社グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流関連等の各分野で、それぞれのグループ会社が、高いスペシャリティを持っていることです。当社グループは、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、常に、高品質の製品やサービスを提供しております。その維持・向上を図り、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。

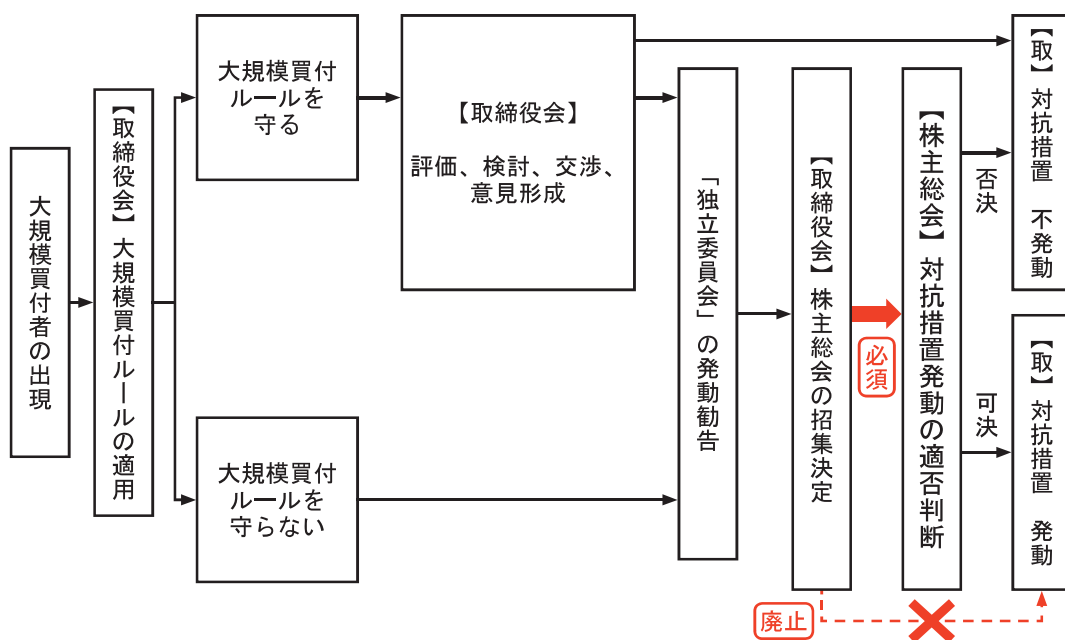
Q5：特に重要な事業分野には、どのようなものがありますか？

A5：当社グループの中期経営計画“HONKI 2020”では、成長事業の一つに「有機EL材料」事業を挙げております。有機EL材料は、液晶に代わる次世代ディスプレイの材料として、スマートフォン向けを中心に近年急速に市場が拡大しており、今後もテレビ向け、車載向け等、大きな成長が期待されている分野です。当社グループは、発光材料と輸送材料（正孔・電子）の技術の融合による、「組み合わせの妙」を提供することで、世界中のお客様の多様なニーズにお応えしています。

* 1：「高裁4類型」とは、招集ご通知34頁（別紙5）“当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合”に記載の1.～4.にあたります。

* 2：「強圧的二段階買収」とは、同上に記載の5.にあたります。

【参考】今回の変更点を踏まえた買収防衛策の概略図は、以下のようになります（赤字の部分の変更点となります）。



以上